

講習体系

宅地建物取引士証(有効期間5年)の交付

法定講習

(更新)5年ごと
:法§22の3②

(新規)
合格後1年以内の者
:法§22の2②但書

(新規)合格後1年超の者:法§22の2②

宅地建物取引士登録【試験合格の都道府県】

法§18①

実務講習

:規則§13の
16①二・三

実務経験2年以上の
者:規則§13の15

実務経験2年
未満の者 :規則§13
の16①一

宅地建物取引士資格試験

一部免除

講習修了後3年以内の
受験者:規則§10の14

登録講習

法§16③

宅建業に従事している者
:規則§10の5一

受験者

従業者